

# 持続化給付金の申請が 開始されました！

商工会まで  
相談下さい

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対し、国が事業継続を下支えすることを目的に支給する「持続化給付金」申請の受付が開始されました。商工会では、申請代行することができませんが、申請がスムーズに行えるよう支援させていただきます。

- 持続化給付金の対象となるか
- 申請に必要な書類の確認
- 申請の方法 など 商工会で相談対応いたします

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

(対象月は、2020年1月から12月までの間で、事業者が選択した月となります)

商工会では、人員に限りがあるため「即日のご相談」にお応えできない場合がございます。また、多くのご相談者で会場に混雑が生じないように、感染リスク低減の観点からも「予約制」での窓口相談とさせていただきますので、下記申込書でfaxいただくか、TELにて相談予約をお願い致します。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

**相談時間** 9時～12時、13時～17時 (土日祝日除く)

**連絡先** 本所 (佐々木・小林・軽部・菅原・遠藤) TEL 32-3100  
金成支所 (八巻・加藤) TEL 42-1473

## ～ 「持続化給付金」申請に係る相談申込書 ～ (要予約)

申込先 若柳金成商工会 (FAX 本所：32-2467 金成支所：42-3167)

事業所名		相談者名	
所在地		TEL	

※ご記入いただいた情報は、本会が行う経営支援のみに使用いたします。

faxで申し込まれましたら、相談日時等について事務局より連絡させていただきます。